

(別記様式第 1 号)

|        |         |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 7 年度 |
| 計画主体   | 南牧村     |

## 南牧村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名：南牧村振興整備課

所 在 地：南牧村大字大日向 1098 番地

電 話 番 号：0274-87-2011（代）

F A X 番 号：0274-87-3628

メールアドレス：pub02621@vill.nanmoku.gunma.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、カラス、タヌキ、アナグマ、アライグマ |
| 計画期間 | 令和8年度～令和10年度                                     |
| 対象地域 | 南牧村一円                                            |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

| 鳥獣の種類  | 被害の現状                    |          |     |
|--------|--------------------------|----------|-----|
|        | 品 目                      | 被害数値     |     |
| イノシシ   | 甘藷                       | 526 千円   | 12a |
| ハクビシン  | 被害金額等の報告はないが、生息が目撃されている。 | —        | —   |
| ニホンジカ  | 小豆、さやいんげん、ジャガイモ、甘藷、アナベル  | 5,349 千円 | 87a |
| ニホンザル  | 被害金額等の報告はないが、生息が目撃されている。 | —        | —   |
| ツキノワグマ | 被害金額等の報告はないが、生息が目撃されている。 | —        | —   |
| カラス    | 被害金額等の報告はないが、生息が目撃されている。 | —        | —   |
| タヌキ    | 被害金額等の報告はないが、生息が目撃されている。 | —        | —   |
| アナグマ   | 被害金額等の報告はないが、生息が目撃されている。 | —        | —   |
| アライグマ  | 被害金額等の報告はないが、近年捕獲されている。  | —        | —   |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

|        |                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イノシシ   | 主にイモ類の食害が中心である。本村での野生イノシシへの豚熱（CSF）の発生で養豚農家にも被害が及ぶ危険性がある。                                                                          |
| ハクビシン  | 主にトウモロコシやトマトなどの果菜類やブドウ等の果樹の食害が発生している。また住居侵入など生活環境にも被害が発生している。                                                                     |
| ニホンジカ  | 村内の山沿いを生息地域としていたが、近年は生息頭数の増加により人家付近まで進出し、ほとんどの農作物に食害等の被害が発生しているほか、林業においても苗木の食害、皮剥ぎなどの被害が発生している。また、夜間の出没に関し交通事故等も多く発生しており問題となっている。 |
| ニホンザル  | 近年サルが群れで出没しており、野菜を中心に被害が出ている。                                                                                                     |
| ツキノワグマ | 近年農家付近に出没し、人家近くのリンゴや柿などの食害等が発生している。また、農家近くなので農業者等への人へ被害も心配される。                                                                    |
| カラス    | 近年村内全域で増えており令和5年度はビワなどの農作物への被害報告が上がっている。                                                                                          |
| タヌキ    | 近年村内全域で増えており、サツマイモなどの農作物への食害が発生している。                                                                                              |
| アナグマ   | 近年村内全域で増えており、トウモロコシなどの農作物への食害が発生している。                                                                                             |
| アライグマ  | 近年群馬県の西部区域で増加しており、本村へ侵入し農作物被害が発生する恐れがあるので、本村も危機感を持ち対策を講じる必要がある                                                                    |

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標     | 現状値（令和6年度） |     | 目標値（令和10年度） |       |
|--------|------------|-----|-------------|-------|
| イノシシ   | 526 千円     | 12a | 368 千円      | 8.4a  |
| ハクビシン  | —          | —   | —           | —     |
| ニホンジカ  | 5,349 千円   | 87a | 3,741 千円    | 60.9a |
| ニホンザル  | —          | —   | —           | —     |
| ツキノワグマ | —          | —   | —           | —     |

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| カラス   | — | — | — | — |
| タヌキ   | — | — | — | — |
| アナグマ  | — | — | — | — |
| アライグマ | — | — | — | — |

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

|           | 従来講じてきた被害防止対策                                                                                                                                                                                                                                                                       | 課題                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 捕獲等に関する取組 | <p>1. イノシシ<br/>狩猟期間以外は銃器や箱わな、くくりわな等を活用した有害捕獲を実施してきた。</p> <p>2. ハクビシン<br/>小型箱わなを活用しての捕獲体制を整備した。</p> <p>3. ニホンジカ<br/>狩猟期間以外は銃器や箱わな、くくりわな等を活用した有害捕獲を実施してきた。</p> <p>4. ニホンザル<br/>銃器及び箱わなによる捕獲や出没时间の追い払いを行ってきた。</p> <p>5. ツキノワグマ<br/>花火・轟音玉による追い払い。</p> <p>6. カラス<br/>花火・轟音玉による追い払い。</p> | <p>人家周辺まで生息範囲が拡大しており、銃器による捕獲が困難となっている。</p> <p>生息範囲は、村内全域に広がっており、捕獲の担い手が不足している。</p> <p>個体数が増えている、個体数の減少には相当数の捕獲が必要となる。</p> <p>わなに掛かりづらく、人数を要しても捕獲が困難である。</p> <p>民家周辺の山に生息しているため、目撃情報があつた後の追い払いだけでは、人身被害を防ぎきれない懸念がある。</p> <p>利口なので人がいないと再度襲来する。</p> |

|               |                                                                                                                             |                                                                                                                                             |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | <p>7、タヌキ<br/>鳥獣防止柵等の補助</p> <p>8、アナグマ<br/>鳥獣防止柵等の補助</p> <p>9、アライグマ<br/>現在は特になし</p>                                           | <p>個体数が増えている、個体数の減少には相当数の捕獲が必要となる。</p> <p>個体数が増えている、個体数の減少には相当数の捕獲が必要となる。</p> <p>個体数を増やさない為の捕獲が必要となる。</p>                                   |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>農作物への鳥獣侵入対策として補助事業や村費補助を活用して電気柵、金網柵、ネット等による防除を実施し圃場への侵入を防いだ。</p> <p>ニホンザル・ツキノワグマ・カラスに対しては住民からの情報により、花火等を使用し追い払いを行った。</p> | <p>電気柵の管理は、漏電を防ぐため除草や線の見回りを定期的に行うなど管理しなければならず、高齢農家には負担が大きい。</p> <p>ニホンザル・ツキノワグマ・カラスについては被害防除が難しく、追い払いに関しても情報を受けてから駆け付けるまでに移動してしまうことが多い。</p> |
| 生息環境管理その他の取組  | 取組なし                                                                                                                        |                                                                                                                                             |

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ・ツキノワグマ・カラス・タヌキ・アナグマ・アライグマについては、農作物被害を減少させるため、侵入防

止柵等の設置や箱わな、銃器での捕獲、花火や轟音玉等での追い払いを行う。またイノシシの捕獲わなには ICT 機器を取り入れる。

ニホンザルについては、わな、銃器での捕獲を行うと共に、ICT 等先進的な技術の使用を検討し、群れの把握に努め花火や轟音玉等による追い払いを行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。 ) 。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

村有害鳥獣捕獲隊の隊員を、鳥獣被害防止特措法第9条1項に基づき、鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員に任命し、具体的には次のとおりとする。

イノシシ・ハクビシン・ニホンジカ・ニホンザル・ツキノワグマ・カラス・タヌキ・アナグマ・アライグマについて有害鳥獣捕獲隊及び実施隊の管轄区域を担当地区として、捕獲業務を担うものとする。

イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマを捕獲する際、周辺環境等に留意し、捕獲しようとする個体に一定以上近づくことが困難と判断される場合において、ライフル銃 (特定ライフル銃含む) による捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣  | 取組内容                                              |
|----|-------|---------------------------------------------------|
| 8  | イノシシ  | くくりわなや箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。 |
|    | ハクビシン | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。       |

|   |        |                                                                       |
|---|--------|-----------------------------------------------------------------------|
|   | ニホンジカ  | くくりわなや箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                     |
|   | ニホンザル  | くくりわなや箱わなを導入し、捕獲にあたる。花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。                     |
|   | ツキノワグマ | 花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化や箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。 |
|   | カラス    | 花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。                                          |
|   | タヌキ    | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                           |
|   | アナグマ   | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                           |
|   | アライグマ  | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                           |
| 9 | イノシシ   | くくりわなや箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                     |
|   | ハクビシン  | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                           |
|   | ニホンジカ  | くくりわなや箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                     |
|   | ニホンザル  | くくりわなや箱わなを導入し、捕獲にあたる。花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。                     |
|   | ツキノワグマ | 花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化や箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。 |
|   | カラス    | 花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。                                          |
|   | タヌキ    | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                           |
|   | アナグマ   | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                           |
|   | アライグマ  | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな                                              |

|    |        |                                                                       |
|----|--------|-----------------------------------------------------------------------|
|    |        | な免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                                                  |
| 10 | イノシシ   | くくりわなや箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                     |
|    | ハクビシン  | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                           |
|    | ニホンジカ  | くくりわなや箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                     |
|    | ニホンザル  | くくりわなや箱わなを導入し、捕獲にあたる。花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。                     |
|    | ツキノワグマ | 花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化や箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。 |
|    | カラス    | 花火や轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。                                          |
|    | タヌキ    | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                           |
|    | アナグマ   | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                           |
|    | アライグマ  | 箱わなを導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。                           |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>イノシシについては、令和4年度の年間捕獲数9頭に対し、令和6年度は20頭で増加している。農作物被害の減少及び豚熱(CSF)感染イノシシ対策のため実施隊による捕獲についてICT機器も取り入れ、一年を通し積極的に行う。</p> <p>ハクビシンについては、令和4年度の年間捕獲数30匹に対し、令和6年度は49匹で増加している。依然として農作物被害報告も確認されている状況のため、小型箱わなによる捕獲を積極的に行う。</p> <p>ニホンジカについては、令和4年度の年間捕獲数358頭に対し、令和6年度は414頭で増加している。また農作物の被害も最も多い鳥獣のため、実施隊による捕獲や防止策なども積極的に行う。</p> <p>ニホンザルについては、平成25年度以降に一部地域に群れでの生息が</p> |

確認され、農作物被害の報告も増えている。実施隊による捕獲や住民による追い払い等を積極的に行う。

ツキノワグマについては、農作物被害に加え人身被害も懸念されることから、被害の発生または発生のおそれがある場合には捕獲を行う。

カラスについては、追い払いや実施隊による捕獲を進める。

タヌキ・アナグマ・アライグマについては、被害が発生した農地や人家内・空き家等において、小型箱わなを使用し捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣   | 捕獲計画数等 |       |        |
|--------|--------|-------|--------|
|        | 令和8年度  | 令和9年度 | 令和10年度 |
| イノシシ   | 40頭    | 40頭   | 40頭    |
| ハクビシン  | 100頭   | 100頭  | 100頭   |
| ニホンジカ  | 430頭   | 430頭  | 430頭   |
| ニホンザル  | 10頭    | 10頭   | 10頭    |
| ツキノワグマ | 20頭    | 20頭   | 20頭    |
| カラス    | 10羽    | 10羽   | 10羽    |
| タヌキ    | 20頭    | 20頭   | 20頭    |
| アナグマ   | 10頭    | 10頭   | 10頭    |
| アライグマ  | 10頭    | 10頭   | 10頭    |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イノシシについてはCSFの発生もあり、ICT機器を取り入れ通年箱わなを設置し捕獲する。この他4月から10月の約7ヶ月間において農家の被害報告にもとづき村全域において箱わなとくくりわなによる捕獲を行う。                  |
| ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマについては、果樹等の被害の多い収穫期を中心に4月から10月の約7ヶ月間において農家の被害報告にもとづき村全域において箱わなによる捕獲を行う。生活被害対策としては年間を通し箱わなによる捕獲を行う。 |
| ニホンジカについては、被害が増大していることから通年箱わなを設置し捕獲する。この他4月から10月の約7ヶ月間において農家の被害報告にもとづき村全域においてくくりわなによる捕獲を行う。                           |
| ニホンザルについては、これ以上の頭数増とならないように通年箱わな                                                                                      |

を設置し捕獲する。この他被害にあった農家や住民の情報により轟音玉による追い払いと4月から10月の約7ヶ月間において箱わなやくくりわなの捕獲を行う。

ツキノワグマ・カラスについては、被害にあった農家や住民の情報により轟音玉による追い払いとわな等による捕獲を行う

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについて、狩猟期間を除き2・3月において銃器による一斉捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容                                                                     |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマを捕獲する際、周辺環境等に留意し、捕獲しようとする個体に一定以上近づくことが困難と判断される場合において、ライフル銃（特定ライフル銃含む）による捕獲を行う。 |  |

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

| 対象地域  | 対象鳥獣                                                                   |
|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 南牧村全域 | 地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき権限委譲されており該当なし。 |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣                            | 整備内容                  |                       |                       |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|                                 | 令和8年度                 | 令和9年度                 | 令和10年度                |
| イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマ | 金網柵等 500m<br>電気柵 500m | 金網柵等 500m<br>電気柵 500m | 金網柵等 500m<br>電気柵 500m |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣                            | 取組内容                           |                                |                                |
|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
|                                 | 令和8年度                          | 令和9年度                          | 令和10年度                         |
| イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマ | 電気柵の管理は、漏電を防ぐため除草や線の見回りを定期的に行う | 電気柵の管理は、漏電を防ぐため除草や線の見回りを定期的に行う | 電気柵の管理は、漏電を防ぐため除草や線の見回りを定期的に行う |

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣             | 取組内容                      |
|----|------------------|---------------------------|
| 8  | ニホンザル・カラス・ツキノワグマ | 被害情報により花火や轟音玉等による追い払いを行う。 |
| 9  | ニホンザル・カラス・ツキノワグマ | 被害情報により花火や轟音玉等による追い払いを行う。 |
| 10 | ニホンザル・カラス・ツキノワグマ | 被害情報により花火や轟音玉等による追い払いを行う。 |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

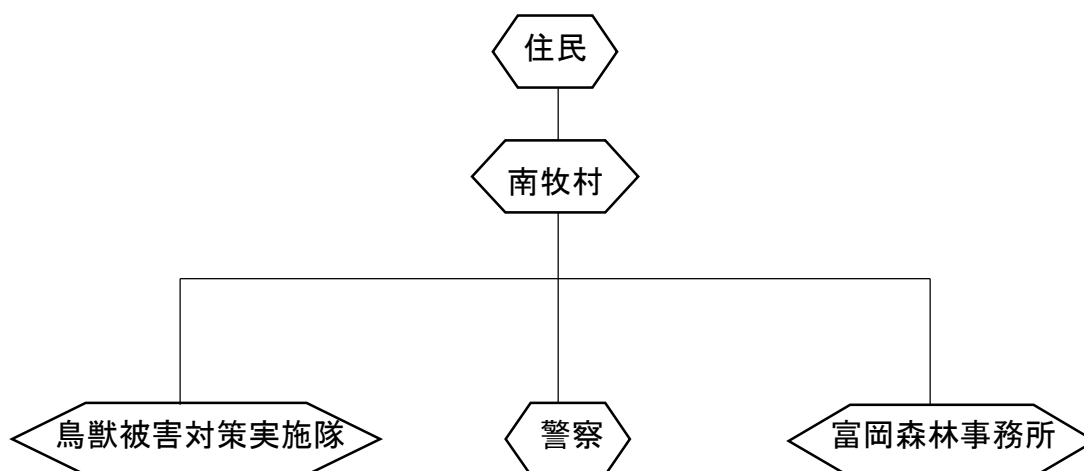
| 関係機関等の名称  | 役割                                                         |
|-----------|------------------------------------------------------------|
| 南牧村       | 出没情報の収集および情報の周知を行う。<br>緊急時には住民と実施隊、警察等との間に入り状況の確認や連絡調整を行う。 |
| 鳥獣被害対策実施隊 | 市町村、警察等と連携し、捕獲を行う。                                         |
| 警察        | 必要に応じ捕獲の立ち合い又は実施隊と協力し捕獲等の協力を行う。                            |
| 富岡森林事務所   | 必要に応じ技術供与と指導を行う。                                           |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの報告を受け、村が状況を確認し実施隊による捕獲を行う。  
必要に応じ警察や森林事務所等の協力を要請し対処する。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、CSF の感染が懸念されるので基本的には焼却場での焼却処理とし、状況によりできない場合は現地での埋設処理とする  
ニホンジカ・ハクビシン・ニホンザル・ツキノワグマ・カラス・アナグマ・アライグマについては、捕獲隊員及び実施隊員、被害農家により捕獲現場及び村指定の場所に埋設により処理する。  
その他必要に応じて、関係機関へ送り、調査や学術研究に利用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

|                                      |                                                                             |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 食品                                   | 東日本大震災による放射能汚染で原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示があるため、ニホンジカにおいては全頭放射性物質検査のうえ、食品利用を行う。 |
| ペットフード                               | 利用を行う。                                                                      |
| 皮革                                   | 利用を行う。                                                                      |
| その他<br>(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | 利用等を検討する。                                                                   |

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

### (2) 処理加工施設の取組

処理加工施設（ナンモクジビエ）において、ジビエの処理加工・流通体制強化・販路拡大・消費拡大などに取り組む。  
年間150頭の処理頭数を計画する。ニホンジカは放射性物質検査を全頭行い、50Bq/kg以下の個体は出荷、50Bq/kg超の個体は精密検査を行う。精密検査を行い、100Bq/kg以下の個体は出荷、100Bq/kg超過の個体は廃棄する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

検討していく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の

知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称         | 南牧村有害鳥獣対策協議会                                    |
|----------------|-------------------------------------------------|
| 構成機関の名称        | 役割                                              |
| 南牧村            | 住民からの要望を集約し対策の方針を示す。                            |
| 南牧村猟友会         | 鳥獣の捕獲、駆除、追い払い、情報の提供。会員の育成を行い鳥獣被害対策実施隊の隊員確保に努める。 |
| 南牧村農業委員会       | 被害農家から協議会への被害の連絡。協議会と被害農家の連携に努める。               |
| JA 甘楽富岡        | 被害農家からの連絡や連携に努める。                               |
| 西部農業事務所富岡地域農業課 | 技術供与と指導。協議会での助言。                                |
| 富岡森林事務所        | 技術供与と指導。協議会での助言。                                |
| ナンモクジビエ        | ジビエ加工処理施設の設置・運営、ジビエの流通・販売拡大                     |

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称      | 役割                 |
|--------------|--------------------|
| 群馬県立自然史博物館   | 捕獲個体の調査。           |
| 西部家畜保健衛生事務所  | イノシシの CSF 感染の血清調査。 |
| 鳥獣被害対策支援センター | 技術供与と指導。           |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施隊の隊員規模の規定は 40 名（現在実施隊員 24 名）で、鳥獣被害防止特措法第 9 条 1 項に基づき、鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員として任命し、担当する地域の対象鳥獣 9 種類の捕獲を担う。また、有害鳥獣捕獲の安全捕獲についても推進する。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、農林業者等に対し、わな猟免許取得を促す。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関と連携し、村内全域の被害状況等の把握に努め、鳥獣被害対策の基礎資料とする。

村のテレビ・広報・地域回覧を活用し、有害鳥獣の情報を積極的に提供し、鳥獣被害対策について関係者及び地域住民が共通の認識を持てるように努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。